

I

憲法98条1項:この憲法は、国の**最高法規**であって、**その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない。**

- ① 【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、上記の憲法98条1項の**「國務に関するその他の行為」**である。
- ② ところで、最高裁は、ズバリ、『【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である』と判決した(「違憲状態判決」)。よって、【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、憲法に反する状態の**「國務に関するその他の行為」**である。
- ③ 従って、2012年12月衆院選(小選挙区)は、憲法98条1項に基づき、「その効力を有しない」(=無効である)。
- ④ そのため、【2012年12月衆院選(小選挙区)】で当選した議員は、憲法98条1項に基づき、憲法の要求する選挙に当選したことにならない人(即ち、【国政の無資格者】)でしかない。
- ⑤ 結局、違憲状態議員たる違憲状態首相は、憲法98条1項に基づき、国政の無資格者である。

II

【選挙は、違憲状態。しかし、選挙は、有効。】
と判決した。↗

② 比喩として、【2012年衆院選挙(小選挙区)】を自動車運転免許試験に当てはめて考えてみれば、「違憲状態判決」の
きべん

【詭弁】

がよく分かる。

③ 即ち、裁判所は、

- 【1】【2012年12月の運転免許試験】(但し、2012年12月の衆院選(小選挙区)の比喩)の正規の合格基準ルールは、【100点満点で**90点**】であった。ところが、2012年12月の運転免許試験の合格基準は、**45点**であった。この【45点の合格基準】は、正規の【90点の合格基準ルール】に反する状態である。

- 【2】しかし、2012年12月の試験日の時点では、未だ【45点の合格基準】を是正するための裁量期間が満了していないので、都道府県公安委員会は、今後行う試験で、この【45点の合格基準】を是正できる。

- 【3】よって(???上記【2】は、全く理由にならない!!!)、【2012年12月の運転免許試験】の**45点**の受験者に発行した運転免許証は、**有効**である。】旨

判決したようなものである。

- ④ 小学生ですら、2012年12月の試験で、100点満点で**45点**の人が、「運転免許証」をもらって、一般道を走行するのは、「怖~い!」と考える。

III

① 判決の言渡行為は、憲法98条1項の**「國務に関するその他の行為」**に該当する。

② 憲法98条1項は、

「…(憲法)の条規に反する…國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と定める。

③ よって、憲法の条規に反する**【判決の一部】**は、憲法98条1項に基づき、**無効**である。

④ 従って、憲法98条1項に基づき、**【選挙は、憲法に反する状態である】**(=前段)しかし、選挙は有効である(=後段)との「違憲状態判決」の中の、前段(=「選挙は憲法に反する状態である。」)は、有効であるが、後段(=「しかし、選挙は、有効である。」)は、無効である。

⑤ 上記③～④の理由により、(最高裁が「憲法に反する状態である」と既に判決済の【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、憲法98条1項に基づき、無効である。

IV

医師国家試験に合格していない、無資格「医者」は、**偽医者**である。

違憲状態首相は、憲法98条1項に基づき、**国政の無資格者**である。

無資格者

であるので、無資格者という点で、偽医者と同じである。

V 「集団的自衛権行使を「憲法解釈の変更」の閣議決定で容認するのは、違憲である」との議論がある。

しかし、この議論は、違憲状態首相を【本物の首相】と誤解して、議論を組み立てるという【根源的欠陥論】である。

この論者は、

脳天のド真中をハシマーでたたき割るような【根源的本質論】

(即ち、違憲状態首相=憲法98条1項に基づく【国政の無資格者】)に気付いていない。

【違憲状態首相】が、閣議決定で、憲法解釈の変更をするなど、異常である。

VI

① 違憲状態首相(=憲法98条1項に基づく【国政の無資格者】)が、今、憲法の

定める「首相」であるかの如く、行政権を行使している。今の日本は、

法治國家ではない。

- ② 最高裁判所は、憲法98条1項(「…(憲法)の条規に反する…國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」)に違反して、「選挙は、憲法に反する状態である。しかし、選挙は、有効である」旨の【詭弁を弄した判決】(=「違憲状態判決」)を言渡した。これでは、この国は、法治国家ですらない。

- VII** 2016年衆院選投票日(予測)に行われる最高裁判官の【国民審査】で、国民(=主権者)は、憲法79条に基づき、総投票数の過半数(3000万票／予測)の不信任票(×印の投票)で、【人口比例選挙(=一人一票)に反対の判事】を罷免す

【罷免権】(=参政権)を有する。

最高裁判官の【国民審査】は、**一人一票**(=人口比例)である。

但し、現行の衆院選(小選挙区)は、【1】憲法56条2項、【2】憲法1条、【3】憲法前文第1文の定める、「人口比例選挙の保障」に違反して、最大・【1人0.5票の一票の格差】(=最大・【2倍の一票の格差】)がある。

次回の【国民審査】で審査を予定されている最高裁判官(4名)(但し、現時点)

判事(敬称略)	人口比例選挙(=一人一票)	出身
丸山かおる(女性)	賛成	弁護士
木内 道洋	?	弁護士
山本 康幸	?	内閣法制局長官
山崎 敏充	?	裁判官

文責：弁護士 升永英俊 / 弁護士 伊藤真

あなたの選挙権が何票の価値かチェックしてみましょう。http://www.ippyo.org/



一人一票 検索

お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221

合併せ EmailとFaxのみで受付けております。

連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議